

給食費の無償化に際し、給食の質・量の確保を担保するための 国による十分な予算措置を求める意見書

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において、極めて重要な役割を果たしている。特に権原市においても、学校給食は「食育の推進」、「地産地消の促進」、「地域農業との連携強化」の観点から重要な教育資源である。

一方で、近年の物価高騰や食材費の上昇により、栄養価の高い食材や地元産食材、または有機食材の継続的な活用が年々難しくなっている。さらに、一部の自治体では、給食の質や量の低下を余儀なくされている実態がある。

こうした状況の中、国による給食費の無償化の実現は、家庭の経済的負担の軽減だけでなく、子育て支援の強化、教育の機会均等の推進、食育の推進、地域農業の振興にもつながる極めて重要な政策である。政府は令和8年度から全国一律で小学校給食費の無償化を実施し、中学校における無償化についても可能な限り実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化の実施にあたり、自治体が限られた予算の中で給食費をまかなうこととなれば、物価高騰や米不足、食材価格の変動等の影響により、給食の質や量が低下し、自治体が不足する給食費の補填ができるか否かにより、結果として地域間格差が生じる。これは、すべての子どもたちに等しく栄養価の高い給食を提供し、教育の機会均等を保障するという自治体の責務から見ても看過できない問題である。したがって、給食費の無償化は、家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければならない。

よって、国による給食費の無償化の実施にあたっては、多様な食材を活用した質の高い給食が安定的に提供できるように十分な財源を確保し、自治体間の格差が生じない制度設計を行うとともに、下記の事項について特段の取り組みを強く求めるものである。

記

1. 給食費の無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により、給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計を行うこと。
2. 地産地消の推進、食育の充実、減農薬食材等の使用拡大などを含む、質の高い給食を安定的に提供できるよう、十分な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

権原市議会

《送付先》衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣